

保護者のみなさまへ

藤井寺市教育委員会

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザへの対応について

日頃より、本市学校教育へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。さて、今冬は新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザの流行が危惧されており、大阪府より「備え」と「対策」についての通知が出されました。

府民の皆様へ

- *新型コロナウイルス感染症は過去2年間、年末年始に流行しています。2022年の年末までに重症化リスクの高い高齢者等のもとより、若い方にもオミクロン株対応ワクチンの接種を完了するようおすすめします。
- *日頃から、体温や健康状態の確認等、セルフチェックを心がけましょう。また、引き続き、手洗い等の手指衛生、換気、適切なマスクの着脱など基本的な感染対策をお願いします。
- *今夏を上回る感染拡大が生じた場合には、医療機関を速やかに受診できない場合も考えられます。発熱等の体調不良に備えて、あらかじめ薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬を購入し、自己検査やセルフケアの準備をしておきましょう。

高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦、子どもの方へ

- *新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの重症化リスクがあります。発熱等の体調不良時には、速やかに発熱外来やかかりつけ医を受診してください。
- *また、ご自身で新型コロナウイルスの検査キットで陽性を確認された場合には、受診時にその結果を医師に伝えてください。

【インフルエンザにかかった場合の「傷病証明書」はおりません】

新型コロナウイルス感染症のほか、季節性インフルエンザについても、医療のひっ迫を回避するため、療養開始又は療養期間終了後に登校するにあたり、医療機関等が発行する検査結果や治療の証明書は必要ありません。各自、小中学校へ連絡のうえ、下記の「インフルエンザ出席停止のめやす」を参考に、必要な日数の自宅療養を行ってください。

インフルエンザ出席停止のめやす <小中学校>

インフルエンザ発症日(発熱開始日)を0日と数え、「5日を経過し、かつ 解熱した後2日を経過するまで」 出席は控えてください。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症無日10日前)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後				
								発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目	
小・中学生	例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	☺ 登校可能				
	例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	☺ 登校可能				
	例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	☺ 登校可能				
	例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	☺ 登校可能			
	例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	☺ 登校可能		